

不在者投票の方法

選挙人名簿に登録されている 市区町村の選挙管理委員会 (江田島市)	選挙人	不在者投票を行う 市区町村の選挙管理委員会
江田島市の選挙人名簿に 登録される条件 江田島市に住民票がある方 (注意) 1 令和7年6月28日以降に 江田島市に転入された方は、投票 できません。 2 江田島市外に転出すると、選 挙権がなくなるため、投票でき ません。		
 ①不在者投票証明書 ②投票用紙 ③投票用封筒 を封入（開封厳禁）して、選挙人 の方の滞在地に郵送します。 	不在者投票の請求をする。 (請求期限：10月4日) ※告示日前から請求できます。郵 送に時間を要するので、早めに請 求してください。 (請求方法) 次のいずれかの方法で請求でき ます。 1 不在者投票宣誓書・請求書 を郵送等してください。 2 江田島市公式LINEから オンライン申請してください (マイナンバーカードが必要 です。)	
	滞在している市区町村の選挙管 理委員会に送付された封筒（書 類一式）を持参してください。 なお、封筒は、開封厳禁です。誤 って開封した場合、投票できな くなる場合がありますので、注 意してください。	選挙管理委員会職員の立会いの もと、不在者投票を行ってくださ い。 投票後、不在者投票を受けた選挙 管理委員会から江田島市選挙管 理委員会に投票用紙等が送付さ れます。 原則として、不在者投票は、市区 町村の執務時間内にしか行うこ とができません。詳細は、不在者 投票を行う選挙管理委員会にご 確認ください。